

令和 3 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 4 日（木曜日）午前 10 時 00 分 開 会  
午後 2 時 18 分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 市政の報告（市長・教育長）  
日程第 5 令和 3 年度市政執行方針演説  
（市長・教育長）  
日程第 6 議案第 183 号 赤平市職員の服  
務の宣誓に関する条例の一部改正  
について  
日程第 7 議案第 184 号 赤平市職員の特  
殊勤務手当支給に関する条例の一  
部改正について  
日程第 8 議案第 185 号 赤平市国民健康  
保険条例の一部改正について  
日程第 9 議案第 186 号 赤平市介護保険  
条例の一部改正について  
日程第 10 議案第 187 号 赤平市指定地域  
密着型介護予防サービスの事業の  
人員、設備及び運営並びに指定地  
域密着型介護予防サービスに係る  
介護予防のための効果的な支援の  
方法に関する基準を定める条例等  
の一部改正について  
日程第 11 議案第 188 号 赤平市特定教育  
・保育施設及び特定地域型保育事  
業の運営に関する基準を定める条  
例の一部改正について  
日程第 12 議案第 189 号 赤平市共同浴場  
条例の一部改正について  
日程第 13 議案第 190 号 赤平市高齢者福

祉研修施設設置条例の一部改正に  
ついて

- 日程第 14 議案第 191 号 赤平市手数料徴  
収条例の一部改正について  
日程第 15 議案第 192 号 赤平市建築確認  
等申請手数料徴収条例の一部改正  
について  
日程第 16 議案第 193 号 工事契約の一部  
を変更する契約の締結について  
（防災行政無線整備工事）  
日程第 17 議案第 194 号 令和 2 年度赤平  
市一般会計補正予算  
日程第 18 議案第 195 号 令和 2 年度赤平  
市国民健康保険特別会計補正予算  
日程第 19 議案第 196 号 令和 2 年度赤平  
市後期高齢者医療特別会計補正予  
算  
日程第 20 議案第 197 号 令和 2 年度赤平  
市下水道事業特別会計補正予算  
日程第 21 議案第 198 号 令和 2 年度赤平  
市介護サービス事業特別会計補正  
予算  
日程第 22 議案第 199 号 令和 2 年度赤平  
市水道事業会計補正予算  
日程第 23 議案第 200 号 令和 2 年度赤平  
市病院事業会計補正予算  
日程第 24 報告第 22 号 令和 2 年度定期  
監査及び財政的援助団体監査報告  
について

○本日の会議に付した事件

- |        |  |           |                                    |
|--------|--|-----------|------------------------------------|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名   |           |                                    |
| 日程第 2  | 会期決定の件   |           |                                    |
| 日程第 3  | 諸般の報告  | 日程第 17    | 議案第 194号 令和2年度赤平市一般会計補正予算          |
| 日程第 4  | 市政の報告（市長・教育長）  | 日程第 18    | 議案第 195号 令和2年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算    |
| 日程第 5  | 令和3年度市政執行方針演説（市長・教育長）  | 日程第 19    | 議案第 196号 令和2年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算   |
| 日程第 6  | 議案第 183号 赤平市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について  | 日程第 20    | 議案第 197号 令和2年度赤平市下水道事業特別会計補正予算     |
| 日程第 7  | 議案第 184号 赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について   | 日程第 21    | 議案第 198号 令和2年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算  |
| 日程第 8  | 議案第 185号 赤平市国民健康保険条例の一部改正について  | 日程第 22    | 議案第 199号 令和2年度赤平市水道事業会計補正予算        |
| 日程第 9  | 議案第 186号 赤平市介護保険条例の一部改正について  | 日程第 23    | 議案第 200号 令和2年度赤平市病院事業会計補正予算        |
| 日程第 10 | 議案第 187号 赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部改正について | 日程第 24    | 報告第 22号 令和2年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について |
| 日程第 11 | 議案第 188号 赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について   | ○出席議員 10名 |                                    |
| 日程第 12 | 議案第 189号 赤平市共同浴場条例の一部改正について  | 1番        | 竹村 恵一 君                            |
| 日程第 13 | 議案第 190号 赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正について   | 2番        | 安藤 繁 君                             |
| 日程第 14 | 議案第 191号 赤平市手数料徴収条例の一部改正について   | 3番        | 木村 恵 君                             |
| 日程第 15 | 議案第 192号 赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正について  | 4番        | 鈴木 明広 君                            |
| 日程第 16 | 議案第 193号 工事契約の一部   | 5番        | 五十嵐 美知 君                           |
|        |  | 6番        | 北市 勲 君                             |
|        |  | 7番        | 御家瀬 遵 君                            |
|        |  | 8番        | 伊藤 新一 君                            |
|        |  | 9番        | 東 成一 君                             |
|        |  | 10番       | 若山 武信 君                            |
|        |  | ○欠席議員 0名  |                                    |
|        |  | ○説明員      |                                    |
|        |  | 市         | 長 畠山 渉 君                           |

教育委員会教育長	高橋雅明君
監査委員	目黒雅晴君
選挙管理委員会 委員長	壽崎光吉君
農業委員会会長	中村英昭君

---

副市長	永川郁郎君
総務課長	若狹正君
企画課長	林伸樹君
財政課長	丸山貴志君
税務課長	坂本和彦君
市民生活課長	町田秀一君
社会福祉課長	蒲原英二君
介護健康推進課長	千葉陸君
商工労政観光課長	磯貝直輝君
農政課長	柳町隆之君
建設課長	林賢治君
上下水道課長	亀谷貞行君
会計管理者	伊藤寿雄君
あかびら市立病院 事務長	井上英智君

---

教育委員会 学校教育課長	尾堂裕之君
〃 社会教育課長	野呂道洋君

---

監査事務局長	中西智彦君
--------	-------

---

選挙管理委員会 事務局長	若狹正君
-----------------	------

---

農業委員会 事務局長	柳町隆之君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	井波雅彦君
〃 総務議事 担当主幹	石井明伸君
〃 総務議事 係長	笹木芳恵君

(午前10時00分 開 会)

○議長(若山武信君) これより、令和3年赤平市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、7番御家瀬議員、8番伊藤議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から22日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から22日までの19日間と決定いたしました。

○議長(若山武信君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は27件であります。

監査委員から報告のあった事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者については、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。令和2年第4回定例会以降令和3年3月3日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症関連について申し上げます。北海道におきましては感染確認者数が減少傾向になってきているとはいえ、いまだ高い水準でございまして、さらに空知管内をはじめ、道内各地でクラスターも発生、拡大している状況でございまして。市民の皆様におかれましては、引き続きマスクの着用や手洗いなど感染リスクを回避する行動の徹底をお願い申し上げます。なお、誰もが感染する可能性があることから、差別や偏見を持つことなく、いま一度一人一人が冷静に思いやりを持った行動を取っていただくよう重ねてお願い申し上げます。

それでは最初に、新型コロナウイルス感染症対策関連の取組状況等についてご報告させていただきます。初めに、新型コロナウイルスワクチン接種対策室の設置についてでございますが、市民への迅速かつ円滑なワクチン接種業務を行うため、2月15日、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置いたしました。対策室におきましては、市民への接種券の発送や接種の受付業務、医療機関との調整などを行うとともに、ワクチンの供給が決定された際には迅速に対応できるよう準備を進めてまいります。今後のワクチン接種につきましては、供給スケジュール等不透明な部分もございまして、重症化しやすい高齢の方への接種から始まり、順次接種対象者を拡大していく予定でございまして。

次に、赤平市中小企業等事業継続支援金についてでございますが、第一弾に引き続き対象期間を昨年9月から本年2月までとした追加支援につきまして

は申請期限が3月10日までとなっており、第一弾の申請が203件であったのに対し、第二弾については2月中旬で131件の申請となっております。また、併せて従業員1人に対し5万円を加算して事業所に支給する雇用者加算につきましては48事業所812名の方が対象となり、雇用の維持と事業継続の支援をしているところでございます。

次に、オールあかびら！たすけ愛商品券についてでございます。商品券の使用期限は2月末までですが、2月中旬で使用率が85%を超えている状況でございます。また、商店街振興対策協議会では、この商品券の使用期間に合わせてコロナ禍でも安心してお店の味を楽しんでいただけるテークアウトキャンペーンを展開され、さらなる消費拡大に取り組んでいただいたところであります。

次に、赤平市感染防止対策事業所支援補助金についてでございます。この補助金は、市民の皆様がお買物など安心して店舗をご利用いただけるよう感染防止対策用の備品等を購入した事業所に対し支援するものであります。これまで81件の申請があり、多くのお店で感染防止対策に取り組んでいただいたところであります。

以上が主な新型コロナウイルス感染症対策関連事業の状況でございますが、今後におきましても感染症拡大防止対策と併せて停滞する非常に厳しい地域経済の回復に継続して取り組んでまいります。年明け以降も新年会等の中止が相次ぎ、さらに首都圏などの緊急事態宣言の再発令等により飲食業や観光関連業などには現在も甚大な影響が続いております。改めてのお願いになりますが、市民の皆様をはじめ、市議会、企業、団体、事業者の皆様、そして行政が一体となってこの難局を乗り越えていかなければなりません。赤平市としても全力を挙げて取り組むとともに、今後とも皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、赤平市防災行政無線について申し上げます。昨年7月から工事を進めておりました防災行政無線整備工事でございますが、市役所庁舎に親局、各地

区に拡声子局や戸別受信機を整備し、今月中旬に完成の予定でございます。2月26日、27日には防災行政無線の試験放送を実施し、市内に設置された拡声子局や中継局、戸別受信機への試験放送を行い、各設備の受信状況や音声の到達について良好であることを確認したところでございます。現在令和3年度からの運用開始に向けた最終調整を行っておりますが、市民の皆様へ災害時の情報伝達を速やかに行えるよう防災行政無線の周知に努めてまいります。

次に、赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について申し上げます。本計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画として市が策定するものであり、両計画は整合性を図りながら連携して事業を推進する必要があることから、一体的に策定するものでございます。赤平市介護保険事業計画等推進委員会の意見を踏まえ、今般令和3年度から3か年を計画期間とする第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定したところであります。

次に、赤平市障がい福祉計画等の策定について申し上げます。第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画につきましては、令和2年度をもって両計画の期間が満了となります。このことから、次期計画の策定に向け、赤平市障がい者福祉計画等策定委員会のご意見をいただきながら準備を進めてまいりました。そして、今般障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等を中心に令和3年度から3か年を計画期間とした第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定したところであります。

次に、市道の除排雪作業の状況について申し上げます。今年の冬は、雪の降り始めは例年と同様でございましたが、11月からの断続的な降雪により降雪量が平年の1.1倍、さらに日照時間も少なかったことから積雪深も平年より多い状況となっております。また、特に2月は、発達した低気圧や強い冬型の気圧配置により降雪が続いた上、季節外れの降雨により道路状況が悪化し、通行に支障を来したところでございます。このため、除雪の出動基準となる降雪

日数が多かったことや積雪状況、降雨等の影響により出勤回数も平年より多く、これまで23回、また2月だけで10回と記録的な出勤回数となっております。今後におきましても引き続き交通の安全確保や通勤、通学、通院など支障を来さぬよう効果的な除排雪業務に努めてまいります。

次に、あかびらまちづくりフォトコンテスト2020について申し上げます。市では、5回目の開催となりますフォトコンテストであります。昨年4月から本年2月5日まで特産品、躍動、日本遺産、赤平の4つの部門で作品を募集し、市内外はもとより、道外から、また赤平中学校1年生58名からも応募があり、過去最高の96名、184点の作品が寄せられたところでございます。既に審査会は終了しておりますが、どの作品も力作ぞろいで、各部門の選考に審査員の皆様が悩んだ結果、表彰作品を決定いたしました。今回応募された作品につきましては、3月16日から交流センターみらい1階ロビーで、4月5日からあかびら市立病院で展示予定でございまして、それ以降もAKABIRAベースやエルム高原温泉ゆったりでも展示を予定しております。多くの市民の皆様に御覧いただき、作品を通じて赤平の魅力を再発見していただけるようPRしていきたいと考えております。

次に、交通安全運動について申し上げます。北海道における令和2年の交通事故発生件数は7,898件、負傷者数9,043人、死亡者数144人といずれも前年より減少したところでございます。一方、本市における令和2年の交通事故発生件数は11件、負傷者数は13人と昨年より大きく増加し、また昨年10月、交通事故死ゼロの日2,500日を達成した矢先、死亡交通事故が発生いたしました。この死亡事故を受け、赤歌署や道路管理者の開発局などと協議し、赤平バイパス事故発生現場付近に啓発看板を設置し、ドライバーや歩行者の皆様に改めて交通安全意識の向上を図ったところでございます。本年も春の全国交通安全運動をはじめ、様々な運動を展開する予定であり、令和3年の赤平市交通安全運動推進計画スローガン

に「ストップ・ザ・交通事故～めざせ安全で安心な赤平市～」を掲げております。引き続き国や北海道と情報共有、連携を図りながら、市内の交通安全関係団体や町内会、市民の皆様の一層のご協力を賜り、交通安全運動の推進を図ってまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（若山武信君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（高橋雅明君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、令和3年度における小中学校の児童生徒数及び学級編制についてであります。小学校につきましては、全児童数が267名となり、令和2年度と比較して17名の減となる見込みです。また、新入学児童数は3小学校で38名の見込みです。なお、学級編制につきましては、普通学級は全体で18学級となり、増減はない見込みです。中学校につきましては、全生徒数が176名となり、令和2年度と比較して5名の増となる見込みです。なお、学級編制につきましては、普通学級は6学級となり、増減はない見込みです。特別支援学級につきましては、3小学校の全児童数が17名となり、令和2年度と比較して3名の減となる見込みです。なお、学級編制につきましては、全体で7学級となり、1学級の減となる見込みです。中学校の特別支援学級につきましては、生徒数が14名となり、令和2年度と比較して3名の増となる見込みです。なお、学級編制につきましては4学級となり、1学級の増となる見込みです。

次に、赤平幼稚園についてであります。令和3年度は新規の入園希望者と合わせて3歳児が6名、4歳児が10名、5歳児が13名の計29名となり、令和2年度と比較して3歳児が3名の減、4歳児が3名の減、5歳児が4名の減となり、合わせて10名の減となる見込みです。

次に、中学校卒業生の進路であります。今年度末をもって卒業する中学3年生の進路につきましては、中学校においてきめ細かな進路指導を行ってまいりました。卒業生43名は、主に近隣市町の高校等への出願手続を完了したところであります。

次に、社会教育関係について申し上げます。初めに、赤平市新成人を祝う会の延期についてです。本年1月10日に開催する予定としておりましたが、コロナ禍の現状を鑑み、新成人の健康と安全を最優先に考え、本年8月14日に延期したところであります。

次に、青少年関係の行事の中止について申し上げます。例年冬期間に開催しております青少年健全育成子どもかるた会、百人一首大会、青少年健全育成冬季スポーツ大会、こども冬あそび、エルムで雪あそびですが、子供たちの健康と安全を考慮し、中止としたところであります。

次に、東公民館関係について申し上げます。市内小中学生を対象に「私のまち」をテーマに第17回冬休みオリジナルイラスト絵画展を行い、小中学生から52点の作品応募があり、審査の結果、42名の入賞者及び入選者が選ばれ、東公民館及び交流センターみらいで作品展示を行ったところです。

次に、社会体育関係について申し上げます。2月の14日、総合体育館において第12回ニュースポーツ大会を開催し、高齢者を中心に24名が参加し、フロアカーリング競技のダブルス戦を行い、熱戦を繰り広げ、交流を深めたところであります。

最後に、炭鉱遺産ガイダンス施設において開催された企画展について申し上げます。1月9日から1月24日までの間、NPO法人炭鉱の記憶推進事業団主催により実際に炭鉱で使われた文字を紹介する炭鉱の文字企画展が開催されました。また、2月6日から2月28日までの間、地域おこし協力隊企画による赤平最初の大型炭鉱であった茂尻炭鉱を題材に茂尻炭鉱展を開催したところであります。両企画展ともかつて炭鉱産業に携わっておられた方、また茂尻炭鉱ゆかりの方などご来館をいただき、当時を懐かしむ方もおられ、ご好評をいただいたところでござ

います。

以上、教育行政の概要についてご報告をさせていただきましたが、ご了承のほどよろしく願い申し上げます。

---

○議長（若山武信君） 日程第5 令和3年度市政執行方針演説を行います。市政執行方針について、市長。

○市長（畠山渉君） 〔登壇〕 I はじめに

令和3年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、市政運営と当面する諸課題を中心に所信を申し述べ、市民の皆さま並びに市議会議員皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、日本国内で初めて感染者が確認されてから1年を経過いたしました。未だに収束の兆しが見えない状況にあります。

北海道における直近の状況では、全体の新規感染者数は減少傾向にありますが、クラスターの発生・拡大など依然として厳しい状況が続いております。

本市といたしましても、未知の新型ウイルスであるため、手探りの対応に追われながらも「3密」の回避やソーシャルディスタンスの確保、換気、手洗いやマスクの着用などの感染拡大防止に努めてまいりました。

しかし、年間を通して多くの地域行事やさまざまなイベントが中止や延期を余儀なくされたところであります。

このような状況の中、特別定額給付金の速やかな支給や幼稚園・保育所・学校など市内各公共施設における感染防止対策、飲食店や中小企業に対する経済対策、生活支援、教育環境整備、医療体制の確保に努めたところであります。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、今定例会補正予算による飲食店等に対する事業の継続支援や医療機関等における感染拡大防止対策に努めるとともに、国における第3次の地方創生臨時交付金も活用しながら、市民の暮らしと生活を守るため、

切れ目のない支援に努めてまいります。

今後、新型コロナウイルスワクチン接種が始まりますが、相談や接種実施の体制を確保し円滑な実施に努めてまいります。

昨年は、赤平市の今後10年間のまちづくりの指針となります「第6次赤平市総合計画」、また、人口減少対策における重点施策として位置付けた「第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」がスタートいたしました。

赤平市の将来像を「ひと・自然・産業が輝く 協働と共創のまち 赤平」としております。

市民・事業者・行政がともに協力し合いながら地域の課題解決に向けた活動を行う「協働」をこれまで以上に推進してまいります。

そして、それぞれが連携しながら本市の将来を共同で創り上げる「共創」により、本市の大切な資源である「ひと・自然・産業」が輝くまちづくりを進めてまいります。

以下、令和3年度における特に重点とした施策につきまして、「第6次赤平市総合計画」の基本目標に沿って申し上げます。

## II 主な施策

### 1 健やかな暮らしをともに支え合うまち

『健康づくりの推進』としましては、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりに取り組んでいただけるよう、「第2次赤平市健康増進計画」に基づき、運動や栄養、喫煙対策等に取り組んでまいります。

生活習慣病予防対策としましては、住民の健康づくりと生活習慣病の予防、早期発見、生活習慣の改善を図れるよう保健指導、健康相談、啓発活動に努めるとともに、十分な感染症対策を講じ、健康診査やがん検診を実施してまいります。

感染症対策につきましては、定期予防接種でありますヒブ、小児用肺炎球菌、高齢者等インフルエンザワクチンなどの接種費用の助成を引き続き実施してまいります。

また、小児のインフルエンザ予防接種につきまし

ては、接種費用の助成対象を高校生まで拡充してまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、引き続き情報の提供に努めるとともに、赤平市医師会と連携し、円滑なワクチン接種の実施に向けて取り組んでまいります。

『地域医療の充実』としましては、引き続き市立病院の医師・看護師・医療技術者等の確保を図り、医療体制の充実に努めてまいります。

高度医療やより専門的な分野におきましては、近隣の医療機関との連携・協力体制を構築し、救急医療を含め、安心して医療を受けられる体制を維持してまいります。

また、新型コロナウイルスワクチンの接種体制につきましては、地元医師会にご協力をいただき、接種医療機関としても万全な体制を整えてまいります。

『地域福祉の充実』としましては、冬の除雪対策といたしまして、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯で自力での除雪が困難であり、支援してくれる親族もいない世帯について、除雪に対する支援として高齢者世帯等除雪費助成事業を引き続き実施してまいります。

『出産・子育て支援の充実』としましては、若者の定住促進、将来のまちを築き上げるため、若者が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めることが重要であります。

子育て世帯への支援の拡充に努めるとともに、妊娠期から子育て期のそれぞれの段階において、必要な支援が切れ目なく届くよう実施してまいります。

子育て世帯への経済的支援、産後うつを予防するため、出産後間もない時期における母親の「こころ」と「からだ」の状態を確認するために、産後2週目4週目に実施される産婦健康診査の費用について、新たに助成してまいります。

子ども医療費無料化につきましては、18歳到達後最初の3月末までの方を対象に、子育て世帯の経済的負担軽減と、全ての子どもが安心して医療を受け



られるよう引き続き実施してまいります。

高校通学費等助成につきましては、保護者の経済的負担の軽減及び当該生徒の健全な育成を図ることを目的として、高等学校等に在学している生徒の通学費等の一部を助成するために高校生等1人につき、月額7,000円を交付する「高等学校等通学費等支援事業」を継続してまいります。

ひとり親世帯への支援につきましては、母子・父子自立支援員による相談業務等を通じ、各種制度の説明や家庭の状況に応じた助言を行い、仕事と子育てを両立しながら安定した生活を送れるように支援を継続してまいります。

子どもが小学校、中学校、高等学校等へ入学する際に入学支度金の助成や民間賃貸住宅に入居している場合には家賃の一部を「まごころ商品券」で交付しており、ひとり親の経済的負担軽減を引き続き実施してまいります。

幼児教育・保育につきましては、令和元年10月より3歳から5歳までの全児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯において保育料の無償化を実施し、さらに市の独自減免により、対象者については、減免申請をすることによる副食費の無償化も継続してまいります。

学童保育事業の整備につきましては、令和4年4月に開校する統合小学校において、すべての子どもが多様な体験ができるよう赤平市独自の放課後子ども教室を開設することとしており、その中において留守家庭の児童を預かる学童保育事業の整備を行ってまいります。

子育て支援住宅の充実につきましては、学校区を中心とした地域で「子育てにやさしい」をコンセプトに、吉野第一団地2号棟1棟12戸のうち、子育て世帯向け住戸4戸を令和4年度の完成を目指し整備してまいります。

『高齢者支援の充実』としましては、介護予防の推進として、高齢者ができるかぎり自立した自分らしい生活を送ることができるよう、引き続き運動教室やゆる元指導者育成等を実施し、介護予防や閉じ

こもり予防、認知症予防に努めてまいります。

認知症対策の推進につきましては、コロナ禍の中、人との交流が少なくなり、地域の見守りが重要となります。

生活支援の担い手であるボランティア「エリアサポーター」の養成講座を引き続き実施し、生活支援コーディネーターを中心に活動を支援してまいります。

認知症予防の普及、啓発の推進としましては、認知症地域支援推進員を中心に認知症サポーター養成講座及び認知症サポーターふりかえり講座の開催、認知症ケアパスの活用を進めてまいります。

『障がい者支援の充実』としましては、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」に基づき、市内のすべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりに努めてまいります。

手話の普及啓発につきましては、手話奉仕員の研修会や奉仕員の派遣事業等により、手話を必要とする市民が安心して生活できるよう、手話の使いやすい環境を整えてまいります。

また、専用タブレットの持ち運びにより市役所の各窓口において、相談や手続き等を行える遠隔手話サービスによる意思疎通支援を引き続き実施してまいります。

## 2 安全・安心で快適に暮らせるまち

『移住・定住の促進』としましては、公的住宅の適正管理として、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」を基本に、計画的な建て替えや改善・修繕、除却事業、移転集約事業を引き続き実施してまいります。

また、今後の入居者減を見据えた移転集約の再検討、建設・除却計画内容の見直しによる公営住宅等長寿命化計画の改定を行い、適正な管理戸数の確保に努めてまいります。

吉野団地の建替事業につきましては、2号棟の造成整備等を行い、1棟12戸の建設を令和4年度の完成を目指し整備してまいります。

民間住宅につきましては、住宅の選択肢拡大を図り、若年世帯等の移住・定住を促進するため、「民間賃貸住宅建設助成事業」「民間賃貸住宅リフォーム助成事業」を継続してまいります。

また、「あんしん住宅助成事業」につきましては、安心して住み続けられる住まいづくりと、住環境の向上を図るため、住宅改修費用等の助成額を増額してまいります。

空き家等の有効活用を進めるとともに、移住・定住の促進、住宅ストックの活用を図るため、「空き家バンク事業」（あかびら住みかエール）を推進してまいります。

移住者への支援の促進といたしまして、「民間賃貸住宅家賃助成事業」、「移住定住促進就職祝金」、「人材育成・定住促進奨学金制度」による奨学金の返還金免除を継続し、市内への移住・定住と雇用の確保を図ってまいります。

『公園・緑地の適正管理』としましては、緑豊かな景観を保ち市民に親しまれる都市施設として「公園施設長寿命化計画」を基本に、令和3年度は、翠光苑、茂尻本町公園の遊具を改修してまいります。

『上水道・下水道の保全』としましては、上水道事業として、経営環境が厳しくなる中、経営基盤の強化及び財政マネジメントに取り組み、持続可能な運営を目指します。

また、老朽施設対策として、配水管路及び浄水施設の更新を進めてまいります。

下水道事業につきましては、浸水被害の低減を図るため引き続き雨水管渠を整備するとともに、効率的な汚水処理ができるよう、事業範囲の適正化に努め計画区域の見直しを図ってまいります。

また、経営状況を把握し、財政の状態を正確に評価・判断するため、地方公営企業法適用に向けた準備を継続してまいります。

『道路・公共交通の整備』としましては、道路や橋梁の計画的な改修、維持補修を行い、生活環境の向上及び交通安全対策に努めてまいります。

また、橋梁につきましては、維持管理や改修工事

を計画的、効率的に推進するため、5年に1度の管理橋梁44橋の橋梁点検を実施し、「橋梁長寿命化修繕計画」の見直しを行ってまいります。

公共交通の確保につきましては、昨年10月に設立いたしました赤平市地域公共交通活性化協議会の中で、本市の地域公共交通のあり方等について検討を重ね、令和3年度中に「赤平市地域公共交通計画」を策定してまいります。

鉄路の維持・存続につきましては、根室本線対策協議会において、北海道、構成市町村、JR北海道と連携し、引き続き協議、検討してまいります。

あわせて、市民の通学・通院や買い物等、重要な交通機関であります中央バスに対しましても、沿線市町と連携を図り、協力・支援のあり方について検討してまいります。

除排雪等の充実につきましては、局所的な暴風雪や大雪など不安定な気象状況ではありますが、冬期間の市民生活の安定と産業経済活動の円滑化を図るため、計画的な除排雪対策に努めるとともに、除排雪作業や道路交通に支障がないよう、除雪マナーの啓発に努めてまいります。

また、私有地ではありますが、生活道路として利用されており、冬期間においても通行の確保が必要な私道について、一定の基準により、引き続き、除排雪を行ってまいります。

『防災体制の充実』としましては、令和2年度はコロナ禍の中、防災訓練等事業が中止となりましたが、広報等により地域防災に係る啓発活動を行ってきたところであります。

令和3年度につきましては、土砂災害警戒区域など危険箇所の周知啓発や中空知広域市町村圏組合防災部会による合同研修への職員の参加、出前講座による地域への啓発、赤平市総合防災訓練などを通じ、地域の防災力や意識の向上を図ってまいります。

今後においても必要となる備蓄資材を随時見直し、災害時に必要となる資機材や食糧等の備蓄及び、配置を計画的に進めてまいります。

また、災害時における避難方法や避難所運営につ

いて、コロナ禍における感染症対策に配慮した実施体制の構築を図ってまいります。

災害時での地域への情報伝達手段として整備いたしました、赤平市防災行政無線が令和3年度から運用いたします。

今後、自然災害等の緊急時における迅速な地域への情報伝達の向上に向け、国のJアラート訓練や赤平市総合防災訓練を通じて、周知を図ってまいります。

『情報通信環境の充実』につきましては、急速に発展する情報通信技術に対応するため、情報施設基盤である光ファイバーを整備してまいります。

市内における情報格差を解消し、子どもたちの教育環境の充実や基幹産業でもある農業の振興、観光施設での活用等、高速通信の充実に努めてまいります。

### 3 活力に満ちた魅力あふれるまち

『工業の振興』としましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、企業では売上の減少や生産調整などに対応され、赤平市の産業とまちの経済に大きな影響を受けております。

特に外出自粛による観光関連産業や在宅時間の増加など消費の低迷による製造業への影響が深刻化しており、長期化するコロナ禍での国や道の支援策も踏まえ、今後の工業振興への対策を進めてまいります。

雇用の確保対策につきましては、企業情報WEBサイトの充実を図り、新規学卒者への合同企業説明会をオンライン開催にするなどコロナ禍に対応した求人・雇用情報の提供を進めてまいります。

安定的な生産活動への支援につきましては、設備投資や雇用の拡大を図る企業に企業振興促進条例に基づく助成や中小企業融資制度を継続し、生産基盤の充実と経営体制の強化に向けて支援を行ってまいります。

また、コロナ禍の中でも新規事業に取り組む、意欲的で前向きな中小企業をサポートするため、新製品の開発や改良などを支援する「チャレンジ・アレ

ンジ産業振興奨励金」につきましても継続してまいります。

『商業の振興』としましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、各イベントの中止や総会、会合の相次ぐ中止など商店街の現状は非常に厳しい状況にあります。

特に、飲食業やそれに関連する業種に大きな影響があり、これまで事業継続の支援に取り組んでまいりましたが、今後の国や道の動向も踏まえ、支援策を検討してまいります。

コロナ禍でも力強く、新たに事業に取り組む方に対し、起業支援補助金や店舗整備魅力向上事業助成補助金などの支援を継続し、魅力ある商店街づくりを推進してまいります。

今後も引き続き、市内商店の存続と地域商業の活性化を図るため、商工会議所や商店街振興対策協議会と連携し、感染症対策とともに新たな生活様式に対応した支援策の検討や、商業の振興に向けた取り組みを進め、活力あるまちづくりを推進してまいります。

また、消費喚起策の一つとして、コロナ対策を取りながらスーパープレミアム付商品券を継続してまいります。

『農林業の振興』としましては、農業生産基盤の充実として、本市の農業は高齢化が進み、今後の農地の遊休地化が懸念されているところであります。

「中山間地域等直接支払交付金」や「多面的機能支払事業交付金」を活用し、農業や集落の維持を図り、地域共同活動等によって多面的機能の維持、発揮また、事業による地域ぐるみの活動で農地の役割を守るため支援をしてまいります。

担い手である若手農業者及び後継者の育成を図るため、農業経営や農業技術を取得するための「農業後継者・担い手サポート事業」を継続してまいります。

食ブランドの充実につきましては、本市の主力である農産物は、お米であり「売れる米づくり」を掲げ、環境に配慮した農薬の低減や土壌診断による肥

料コストの低減を行い、安心・安全な高品質米を生産し、さらなる消費拡大を目指し、地元農産物の素材を活かした食ブランドを発信してまいります。

計画的な森林整備の促進につきましては、「赤平市森林整備計画」に基づき計画を進めており、森林整備の推進、人材育成・担い手確保及び木材利用を促進するため、森林環境譲与税を活用し、木育推進事業、木製遊具の整備、私有林の整備に対する補助を実施してまいります。

『観光の振興』としましては、日本一のズリ山階段やエルム高原などの観光施設を、市民をはじめ市外の方々に安心してご利用いただくため、感染症防止対策の徹底をはかり、また、近年のアウトドアブームとさらにコロナ禍で増えているキャンパーにも楽しんでいただけるよう、エルム高原家族旅行村やオートキャンプ場、コテージ「虹の山荘」などの魅力をPRしてまいります。

また、「エルム高原温泉ゆったり」では市民の健康増進はもとより、感染症防止対策を徹底し、安心して快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

魅力あるイベントの推進につきましては、昨年は新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を受け、イベントはすべて中止となりました。

赤平市のみならず全国的にも今後のイベントにつきましては、新たなスタイルを検討しなければ実施が困難な状況となってきております。

今年は、市内最大のイベントであります「あかびら火まつり」が節目である50周年を迎えることとなり、改めて、歴史の積み重ねとこれまで支えていただいた関係者のご尽力に深く感謝と敬意を表すところであります。

50周年の節目を契機に、これまで培った伝統を受け継ぎながら、感染症防止対策を徹底し、新たな発想・新たなスタイルでのイベントの実施と、それと同時に、火まつりの原点である市民が楽しめるイベントとして、これからも継続的に実施できるよう支援してまいります。

広域的観光ルートの推進につきましては、日本遺産に認定されました「本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命『炭鉄港』～」において、「炭鉄港推進協議会」を中心に連携し、地域資源の有効活用を図り、引き続き広域的観光ルートの創出に取り組んでまいります。

観光PR活動の充実につきましては、赤平市特産品推進協議会において、赤平市の農産物や食料品、生産品などの地場商品流通ルートの発掘やPRを継続してまいります。

また、「情報発信基地AKABIRAベース」もオープンから7年目を迎え、年々来場者が増えており、夏から秋まで開催しております「とれたて朝市」など野菜販売も定着してきております。

特にお盆時期の店頭販売は新鮮な野菜やとうもろこし、赤平産の盆花、ホットレッグなど多くの方にご好評をいただいているところであります。

今後も地元の特産品を、AKABIRAベースや道内のイベントでのPR、販路拡大等に努めてまいります。

#### 4 ともに学び合い豊かな心を育むまち

『学校教育の充実』としましては、確かな学力の育成として、市内3児童館における小学生を対象とした「子ども塾」、交流センターみらいにおける中学生を対象とした「公設学習塾」を継続し、自ら学ぶ子どもたちを支えてまいります。

また、タブレット端末などICT機器の整備を進め、その有効活用を通して、学習意欲の向上と授業の充実を図ってまいります。

教育環境の整備につきましては、小・中学校適正配置計画に基づく令和4年度の統合小学校開校に向け、2か年事業の建設工事を継続するとともに、グラウンド整備・駐車場工事などを実施してまいります。

『生涯学習の推進』としましては、赤平市社会教育目標である「ゆとりある人生を求め、生涯にわたり楽しく学び、みんなで創るわたくしたちのまち」を目指し、引き続き、「学ぶ」、「みがく」、「鍛

える」、「触れ合う」、「つなぐ」の5つの基本目標に沿った社会教育施策に取り組んでまいります。

『芸術・歴史・文化の推進』としましては、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設は、一時、閉館を余儀なくされ、入館者数も減少した中、新聞・テレビなどのメディアに取り上げていただいたこともあり、昨年7月の月間入館者数は、開館以来最高の1,760人となったところです。

今後とも、石炭産業によって栄えた本市の歴史を伝えるとともに、市内外から好評を得ているガイド付き見学を核に、郷土への誇りや愛着を育むため、引き続き、市内小中学生の授業での見学などを奨励し、歴史や文化に親しむ機会の充実に努め、また、市外小中学校への施設見学の促進を図り、利用者増に努めてまいります。

#### 5 ふれあいと交流で創る協働のまち

『市民参画の推進』としましては、市民の主体的活動を育み、自主的に行う公益性のあるまちづくり活動や、人材育成の促進を図り地域活性化のための活動を行う団体を支援する「まちづくり活動推進事業補助金」、「まちづくり・人づくり事業補助金」を継続してまいります。

『広報・広聴の推進』としましては、市民とともに協働のまちづくりを進めていくためには、より多くの市民の声を聞くことは必要不可欠であり、赤平版世論調査となる市民アンケートを継続して実施してまいります。

その中で出た意見や要望を的確に把握し、広報あかびらや市ホームページ等にて周知することで、情報の共有化を図ってまいります。

『健全な行財政の運営』としましては、市民サービス向上を図るため、事務作業効率化を目指し、定例的な業務を自動化できるRPAの実証実験を行ったところであります。

今後につきましては、RPAの効果的な導入に向けて、引き続き、調査・研究を進めてまいります。

公共施設等の総合的な管理の推進につきまして

は、令和2年度中に策定いたします「個別施設計画」並びに、それらを反映、見直しを行う「赤平市公共施設等総合管理計画」に基づき、各公共施設の管理・運営に努めてまいります。

また、施設の統廃合、複合化、集約化等に向け、住民ニーズに合った公共施設の適正配置の検討を進めてまいります。

赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金につきましては、魅力的な返礼品を揃え令和3年1月末現在において、約3万件、7億2,000万円ものご寄附をいただき、昨年と比較し2割程度の増額となっております。

令和3年度におきましても、事業者のご協力をいただきながら、返礼品による地元特産品の消費拡大と市内産業の活性化を促進するとともに、本市のまちづくりへの貴重な財源として有効な活用を図ってまいります。

#### III むすび

以上、今後の私の所信と令和3年度における市政執行について申し上げましたが、世界を覆うコロナ禍は、感染防止と経済という極めて難しい問題を人類に突き付けています。

しわ寄せが集まりがちな社会的弱者を支える手立てをどうするのか、対策に取り組む財政支出が将来世代の負担となる現実をどう考えるべきか、限られた時間の中で、少数意見をも重視する議論によって合意を探り、場合によっては柔軟に修正する。そのためには対立する意見が交わることのできる民主的な対話の場が重要であります。

中国の兵法書である孫子の中に「智者の慮は必ず利害に雑う」という一節がありますが、これは、「智者は、ものごとのプラス面だけ考えず、その半面にマイナスもあることを考慮に入れる。また、マイナス面だけを考えず、その半面にプラスもあることを考慮に入れる。」という意味であります。

そして、このあとに次のように続いています。「利に雑えて務むれば信ずべし。害に雑えて患うれば解くべし。」これは、「悪いことがおきた場合でも、プラス面を見出して努力していけば、積極性が出て

くる。また、うまくいっている場合でも、マイナス面に配慮しておくことで災難を予防できる。」という意味であります。

「陰と陽」や「天と地」など、どちらか一つだけでは成り立たず、対立しながらもかかわりあい、からみあっています。このような中国の伝統的な二面的考え方は、長い歴史から生まれた知恵であると考えられます。

私も二面的思考法を心に留め、市民の命と生活を守り、弱者や少数者に優しい社会の実現に向け、全力を挙げてこの難局に立ち向かってまいります。

以上、所信の一端を申し述べましたが、市議会議員各位、並びに市民皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和3年度市政執行方針といたします。

○議長（若山武信君） 暫時休憩といたします。

（午前11時04分 休憩）

---

（午前11時15分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育行政執行方針についてであります。教育長。

○教育長（高橋雅明君）〔登壇〕 I. はじめに  
令和3年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、赤平市教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げ、市議会並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

幼稚園及び学校教育においては、改訂された幼稚園教育要領、学習指導要領が相次いで告示され、令和3年度は、中学校学習指導要領が全面実施を迎えます。

それらの学習指導要領等では、これからの社会を生き抜くために求められる資質・能力の育成に向けて、学校と地域社会とが連携・協働してその実現を図ることが提示され、幼稚園及び学校では、それぞれの段階で教育活動が求められる方向に改善するよう努めているところであります。

社会教育においては、第6次赤平市社会教育中期計画を通して、市民一人一人が生涯にわたり、心豊かで生きがいのある生活を送るために必要な学習活動を奨励しているところであります。

令和3年度につきましても、教育行政を計画的に進めたいと考えておりますが、全国的な流行、そして、なかなか収束しない新型コロナウイルス感染症への対策を重視する必要があります。

国から提示されている衛生管理マニュアル「新しい生活様式」に基づき、関係者の協力体制のもと衛生環境を保持するとともに、感染リスクの低減と活動の充実とのバランスに配慮しながら令和3年度の教育行政を進めてまいります。

以下、学校教育、社会教育の順に教育行政を推進する上で、特に重点として設定した取組について申し上げます。

## II 学校教育の推進

### 1 将来に生きて働く学びの充実

これからの時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を子どもたちに育むため、各学校では、「主体的・対話的で深い学び」の授業の在り方を追究し、授業力の向上を目指しています。

一方、学んだことを活用し、今求められている授業の姿まで高めるためには、家庭学習の役割は非常に重要と考えております。学校での学びの復習が確実に実施されるよう、各学校の実態に応じて設定された家庭学習に関連する到達目標を軸に、家庭学習習慣の改善に向けた動きを一步一步進めてまいります。

これらの授業改善及び家庭学習の改善は、学びの充実を支える要となるものであります。各学校の実践の工夫が継続するよう、道教委の指導主事による指導訪問等と連携して、引き続き各学校の研修を支援してまいります。

また、それらの取組がどの程度、効果を上げているかについては、小学校外国語を追加して、標準学力検査により推し測り、その結果の活用も早い段階から開始できるよう、各学校を支援してまいります。

さらに、学びの充実には、学習意欲が欠かせないことから、漢字検定及び英語検定への支援は希望制を中心に据えて拡充するとともに、授業以外の学習機会を増やす公設塾を継続し、やる気のある子どもたちを支えてまいります。

## 2 豊かな心と健やかな体の育成

1点目は、いじめの未然防止についてであります。赤平市いじめ防止基本方針に基づき、望ましい人間関係の維持・発展に関する各学校での授業を充実させ、いじめの未然防止に繋げることがいじめ防止の基本と考えます。

思いやりや規範意識の高揚等に加え、新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見の防止等を含め、効果的な教育活動を期待しております。各学校及び関係機関と連携を深めて、それらの指導の充実を図ってまいります。

次に、キャリア教育の充実についてであります。

キャリア教育は、学ぶことと自分自身の将来とのつながりを見通し、自分らしい生き方を実現するための力を育むという、重要な役割を担っています。文部科学省では、新学習指導要領の全面実施に合わせて、小学校入学から高等学校卒業までの期間、キャリア教育で学んだ記録を綴じ込み、自分自身が振り返ることができるファイル（キャリア・パスポート）の取組を全国的に展開しております。教育委員会としても、各学校のそれらの取組が円滑に進むよう支援し、キャリア教育の充実を努めてまいります。

次に、望ましい生活習慣についてであります。

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切であります。しかしながら、ゲーム等の影響により、基本的な生活習慣が乱れている実態が散見されることから、道教委の指導を踏まえ、各学校では、生活リズムチェック等の取組が継続されております。令和3年度につきましても、道教委及びPTAと連携しながら、家庭における生活習慣の改善に向けた働きかけを継続してまいります。

## 3 学びを支える教育環境の充実

1点目は、授業を支える支援体制についてであります。

子どもたちが主体的に学ぶためには、実態に応じたきめ細かな支援を行う支援員の配置が大変重要と考えており、令和3年度についても人材確保に努めてまいります。

次に、不登校傾向の児童生徒への対応についてであります。

不登校傾向を少しでも改善するよう、各学校においては、児童生徒及び保護者への関わりを継続して段階的な解消をめざしており、教育委員会としましても、不登校傾向の早期把握と関係機関との連携を進めているところでありますが、なかなか解決できないのが実態であります。そのため、滝川市適応指導教室の利用継続に加え、本市において、別室登校児童生徒への支援のあり方及びその人材確保に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、小中連携についてであります。

義務教育9年間の学びの環境は、その方向性をそろえることが重要であると考えております。現在、統合小学校開設に向けたワーキンググループにおいて、学習規律のあるべき姿を検討中ですが、それらを各小学校で実践に移すとともに、中学校を含めた9年間の学びの環境の連続性が実現するよう、小学校と中学校との相互理解を促進させてまいります。

次に、特別支援教育についてであります。

本市の小学校においては、特別支援学級に加えて、通級指導教室が設置されており、児童のニーズに応じて効果的な教育活動が展開されております。これらの環境が中学校においても継続することが、連続する特別支援教育の環境としては大切であると考えます。通級指導教室の対象児童生徒数及び国の制度を踏まえながら、中学校の通級指導教室開設に向けて、検討を継続してまいります。

次に、校務支援システムについてであります。

全国的な傾向として、様々な要因により教職員の長時間勤務が顕在化しております。こうしたことか

ら「赤平市立学校における業務改善計画」に基づき、本来担うべき業務に専念できる環境整備の一環として、統合小学校がスタートする令和4年度から、小・中学校で校務支援システムの本格的な稼働をめざしております。しかしながら、教務処理機能を使いこなすには時間を要することから、令和3年度2学期中での導入が必要不可欠となっております。

校務支援システムの使用方法等の夏期研修会及び十分な試行期間の設定など、令和4年度からの本格的な稼働に備え、学校運営の支援を進めてまいります。

#### 4 信頼される学校づくりと地域連携の充実

赤平市のコミュニティ・スクールは、3年目を迎えます。これまでは、学校運営協議会を要として、学校と地域住民が、学校教育の目指す方向性を共有することに努めてまいりました。令和3年度につきましては、地域住民のできることを資料として整理し、人材バンクとしての整備を進め、学校からの支援要請に応える流れを整えてまいります。

### III 社会教育の推進

#### 1 とともに学び合い豊かな心を育む社会教育の推進

1点目は、青少年教育についてであります。

青少年期は、社会性を培い、豊かな心を育む、大切な時期であり、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、学校・家庭・地域との連携が重要であります。

集団活動を通じた仲間づくりと青少年リーダー育成などを目的とした「ふるさと少年教室」などの健全育成事業を実施しておりますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、ほとんどの事業を実施することができませんでした。令和3年度事業の実施につきましては、引き続き児童生徒への安全と健康に配慮しつつ、感染状況等を勘案し、各地区育成会で組織する赤平市青少年育成連絡協議会と協議を行い、取り組んでまいります。

また、全国的に社会問題化されている青少年の非行、いじめなどにつきましても青少年教育の課題となっており、学校や児童福祉関係者及び警察との連

携による「赤平市青少年非行防止連絡会議」などで、情報交換、協議を行い、情報を共有してまいります。児童生徒及び保護者には、引き続き「校外生活のきまり」で周知するほか、非行など問題が発生した際には、迅速な対応に努めてまいります。

次に、公民館活動についてであります。

東公民館及び交流センターみらいにつきましては、各種講座や教室、サークル活動などを通じて、学びあい、教えあい、交流を深める場として、幅広い年齢層の方に利用されております。

コロナ禍の中ではございますが、市民ニーズに沿った事業が継続できるよう、市民団体並びに関係機関などと連携を図るとともに、引き続き生涯学習まちづくり出前講座を行い、生涯学習の推進に努めてまいります。

次に、図書館と読書活動についてであります。

市民に親しまれる機能的な図書館運営を目指し、令和3年度においても、幼児に絵本を渡す「ブックスタート事業」、除籍本を無償で提供する「古本フェスタ」、文京生活館・平岸コミュニティセンター・各小学校へ図書館の蔵書の一部を持ち運ぶ「移動図書館」など、幅広い年齢層に対する事業を継続してまいります。

今後も市民の知的ニーズに応え、読書習慣の向上や学習活動などに繋がるよう、適切な図書館運営に努めてまいります。

次に、芸術・文化活動、文化財保護についてであります。

文化協会を中心とした各種サークルや同好会により、毎年、市民総合文化祭をはじめ、発表会や展示会、研修会など、自主的な芸術・文化活動が行われておりますが、令和2年度は、コロナ禍により市民総合文化祭の中止など芸術・文化活動の制限を余儀なくされたところであります。

芸術・文化活動は、豊かな心を醸成する機会となり、コミュニティ形成などにも活かされ、生きがいにも繋がっていることから、引き続き団体等に対する支援を行ってまいります。



文化財保護に関しては、立坑櫓などの炭鉱遺産を紹介する炭鉱遺産ガイダンス施設が開設され、本年2月末時点で、2万5,000人を超えるご来館を頂き、多くの方に当市の炭鉱遺産の魅力を伝えております。

令和3年度は、炭鉱遺産ガイダンス施設を拠点に、炭鉱遺産に関連した企画展などを開催し、北海道及び関係市町村・ツアー会社などと引き続き連携を行い、炭鉱遺産の魅力を発信してまいります。

次に、体育・スポーツについてであります。

令和2年度については、コロナ禍により計画していたほとんどの体育・スポーツ事業について、中止となったところであります。

令和3年度は、北翔大学との連携事業として、子どもたちの体力向上を目指す「こども体力測定会・走り方教室」、健康増進を図る「市民スマイルウォーキング」、子どもたちが元プロ野球選手からの指導を受け、野球の基礎を学び、技術向上を図る「こども野球教室」などの事業の実施を計画しております。

また、各スポーツ施設に関しましては、有効利用に資するよう、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

今後も、市民の体力の向上及び健康増進などに繋がるよう、北翔大学や体育協会、スポーツ推進委員、各スポーツ団体などと連携してまいります。

なお、平成24年度から「中学生以下の社会教育・体育施設の利用料無料化」を実施しておりますが、本年度も継続してまいります。

#### IV むすび

以上、令和3年度の赤平市教育行政執行方針について申し上げましたが、執行にあたり、教育行政事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価に基づき、学校・家庭・地域・行政の一体となった取組を通じ、より一層開かれた教育行政を目指しながら、効果的に執行してまいりますので、市議会並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 暫時休憩といたします。  
(午前 11時37分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第6 議案第183号赤平市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第183号赤平市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

行政手続における書面、押印等の見直しから職員のサービスの宣誓に関する政令の一部が改正されること、さらに地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されており、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関し必要となる条文の整備を行うため、所要の改正を行うもので、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第183号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（若山武信君） 日程第7 議案第184号赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第184号赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正に

つきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事する職員に対して、特殊勤務手当を支給するものとして先般本条例を改正したところがございますが、参考としておりました人事院規則が改められましたことから、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第184号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第8 議案第185号赤平市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第185号赤平市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことにより、軽減判定所得基準の見直し等が行われたこと、さらに新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により地方税法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の定義が改められましたことから、所要の改正を行うもので、公布の日から施行するなどとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第185号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第185号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長において、北市議員、御家瀬議員、竹村議員、安藤議員、伊藤議員、東議員、木村議員、五十嵐議員、鈴木議員、以上9名を指名いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第9 議案第186号赤平市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕 議案第186号赤平市介護保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

介護保険料は、所得金額等に応じた段階設定によりご負担をお願いしておりますが、今般第8期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における令和3年度から令和5年度までの介護保険事業に係る事業費を基に65歳以上の方々にご負担をいただく介護保険料を算定いたしましたこと、さらに健康保健法施行令等の一部を改正する政令が令和2年12月24日に公布され、関連の規定が見直されたことから、所要の改正を行うもので、令和3年4月1日から施行するなどとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第186号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第186号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

○議長(若山武信君) 日程第10 議案第187号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第187号赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する政令が令和3年1月25日に公布され、感染症や災害発生時の業務継続に向けた計画の策定、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催等が義務づけられましたことなどから、赤平市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の関連する4条例について所要の改正を行うもので、令和3年4月1日から施行するなどとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第187号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長(若山武信君) 日程第11 議案第188号赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第188号赤平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、特定地域型保育事業者と特定教育・保育施設との連携について国の基準の改正により連携施設の確保義務の緩和がなされたことから、同基準を引用する本条例について所要の改正を行うもので、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第188号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長(若山武信君) 日程第12 議案第189号赤平市共同浴場条例の一部改正についてを議題といたし

ます。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕議案第189号赤平市共同浴場条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

住友地区共同浴場につきましては、経営状況が厳しく、地域の方々に浴場の運営状況や考え方などについて説明させていただいたところでございますが、毎週日曜日、火曜日及び木曜日を休日とし、週4日の開館とすることにご理解をいただきましたことから、新年度より変更いたしたく所要の改正を行うもので、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君）説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君）質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第189号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君）日程第13 議案第190号赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕議案第190号赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本条例におきまして赤平市寿の家茂尻栄町老人クラブなど9つの施設を定めてございますが、このたび茂尻栄町町内会から町内世帯数の減少及び会館の一部が急傾斜地崩壊危険箇所該当することなどから、赤平市寿の家茂尻栄町老人クラブの指定管理の更新申請を行わない旨の届出があり、また他に利用が望めないことから、当該施設を廃止することとし、所要の改正を行うもので、令和3年4月1日から施

行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君）説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君）質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第190号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君）日程第14 議案第191号赤平市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（畠山渉君）〔登壇〕議案第191号赤平市手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

長期優良住宅建築等計画、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査など建築物に係る手数料につきましては、北海道建設部手数料条例に準じ定めるところであります。このたび建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正され、北海道建設部手数料条例が改正されましたことから、関係する手数料を改定するため、所要の改正を行うもので、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君）説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君）質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第191号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第191号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

○議長(若山武信君) 日程第15 議案第192号赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第192号赤平市建築確認等申請手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

建築基準法に基づく建築確認申請等事務につきましては、北海道より限定特定行政庁に指定され、建築確認申請の審査事務、現地での完了検査のほか、道路位置指定及び複数建築物の確認等事務を行っているところであります。建築確認等申請手数料につきましては、北海道建設部手数料条例に準じ定められているところでありますが、このたび北海道建設部手数料条例が改正されましたことから、所要の改正を行うもので、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第192号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第192号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長(若山武信君) 日程第16 議案第193号工事契約の一部を変更する契約の締結について(防災行政無線整備工事)を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(畠山渉君) [登壇] 議案第193号工事契約の一部を変更する契約の締結(防災行政無線整備工事)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

防災行政無線整備工事につきましては、本年6月の第2回市議会定例会において工事関連契約締結を議決していただいたところであります。その後工事は順調に進んでおりましたが、戸別受信機の取付けについて設置を希望されない方がおられ、減額の設計変更に至りましたことから、変更額及び入札執行の変更については議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(若山武信君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第193号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第193号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第193号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(若山武信君) 日程第17 議案第194号令和2年度赤平市一般会計補正予算、日程第18 議案第195号令和2年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第19 議案第196号令和2年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第20 議案第197号令和2年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第21 議案第198号令和2年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第22 議案第199号令和2年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第23 議案第200号令和2年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長(永川郁郎君) [登壇] 議案第194号から議案第200号までの各会計補正予算につきまして提案の趣旨をご説明申し上げますが、歳出予算における入札結果や実績見込み等による補正、過疎対策事業債ソフト分の充当等に伴う財源補正、また歳入予算における国、道支出金、繰入金、地方債などの歳出連動予算の補正につきましては一部を除き説明を省略させていただきます。

初めに、議案第194号令和2年度赤平市一般会計補正予算(第11号)につきましてご説明申し上げます。

一般会計補正予算(第11号)につきましては、第1条で歳入歳出からそれぞれ2億1,056万2,000円を減額し、予算の総額を116億5,108万5,000円とし、第2条で翌年度に繰り越して使用することができる経費、第3条で地方債の追加及び変更を定めるものがあります。

議案書の3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正ですが、既に予算計上されております光ファイバー未整備地域を解消するための高度無線環境整備推進事業、国の特別定額給付金の基準日

以降の妊婦及び新生児に対する妊婦・新生児応援特別給付金事業のほか、今回予算の提案をさせていただきました新型コロナウイルスワクチン接種事業以下6つの事業につきましては、令和2年度中の事業の完了が困難であるから、それぞれ金額欄に記載の金額を上限に繰越明許費として令和3年度に繰り越すものであります。

第3表、地方債補正ですが、追加の減収補填債につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方消費税交付金、たばこ税、揮発油譲与税が減収となることから、その減収分を補填する目的で起債するものであり、元利償還金の75%は後年度の基準財政需要額に算入されます。変更につきましては、いずれの事業も歳出予算の変更見込み、国、道支出金などの特定財源の変更を勘案し、記載のとおり減額するものであります。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の12ページをお願いいたします。2款1項5目財政管理費507万5,000円の増額は、本補正の歳入超過額を財政調整基金積立金として調整するものであります。

同じく7目財産管理費8万3,000円の増額は、財政調整基金の繰替え運用に伴う利子及び資金運用の預金利子を積み立てるものであります。

同じく9目企画費の2、市民参画の推進1億810万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により北海道日本ハムファイターズ応援大使事業の未執行となった事業分の補助金190万円を減額するほか、ふるさとガンバレ応援寄附金の増額に伴い返礼品等に係る経費として2,000万円、あかびらガンバレ応援基金積立金9,000万円をそれぞれ増額するものであります。

22ページをお願いいたします。4款1項3目感染症予防費4,738万3,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保及び予防接種の実施に係る経費として会計年度任用職員に係る報酬179万9,000円、時間外勤務手当など職員手当等201万2,000円、社会保険料など共済費32万7,000円、予防接種健

康被害調査委員会に要する報償費12万円、会計年度任用職員に係る旅費5万1,000円、消耗品費等需用費47万5,000円、電話料や接種費用の請求事務代行手数料など役務費235万5,000円、予防接種委託料など3,362万円、複写機及びワクチン接種ウェブ予約システムの使用料136万4,000円、健康管理システム用の端末購入費として備品購入費66万円、総額4,278万3,000円を計上するもので、国庫負担金と国庫補助金、財源補正を含め4,289万4,000円が充当されます。また、国の地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため消毒薬等衛生資材の購入に要する費用として市内の医療、介護、障がい者施設等に対し1事業者一律20万円を助成するもので、23事業所で交付金460万円を増額するものであります。なお、感染症予防費に係るこれらの事業費につきましては、いずれも繰越明許費として翌年度に繰り越して実施するものであります。

24ページをお願いいたします。同じく6目墓地管理費91万円の増額、同じく7目霊園管理費20万8,000円の増額は、合同墓及び霊園、第二霊園の申込み件数の確定に伴い、墓地等管理基金積立金を増額するものであります。

32ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費の1、工業の振興（地場産業の振興）812万6,000円の減額は、新規申請の増加により不足が見込まれる起業支援事業補助金297万4,000円を増額するほか、決算見込みにより新型コロナウイルス感染症対策中小企業等事業継続支援金1,110万円を減額するものであります。同じく商工業振興費の3、商業の振興（地域商業の活性化）1,200万円の増額は、国の地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況の深刻な飲食業等の事業継続を支援するもので、1事業者一律20万円、60事業所に対する新型コロナウイルス感染症対策飲食業等継続支援金を計上するものであります。なお、この事業費につきましては、繰越明許費として翌年度に繰り越して実施するものであります。

同じく3目エルム高原施設費693万5,000円の増額

は、市が所有するエルム高原温泉ゆったりバスの故障に伴う廃車手数料8万5,000円、故障対応として借り入れたマイクロバスのリース料55万円を管理委託料に増額するものであります。また、国の地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策として保養センターに換気対応型エアコンの整備及び内壁等を抗菌対応とするための工事請負費630万円を増額するものであります。この事業費につきましては、繰越明許費として翌年度に繰り越して実施するものであります。

36ページをお願いいたします。8款2項3目除雪対策費2,362万円の増額は、今冬の大雪や暖気などに伴い出動回数が増加したことから、除雪委託料3,082万円を増額するほか、雪寒機械の購入を予定しておりましたが、国庫補助金が不採択となったことから、備品購入費720万円を減額するもので、財源として国庫支出金480万円、過疎対策事業債240万円も減額となります。

46ページをお願いいたします。10款3項1目小学校管理費240万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策として消耗品費120万円、備品購入費120万円を増額するもので、国庫支出金120万円が充当されます。なお、この事業費につきましては、繰越明許費として翌年度に繰り越して実施するものであります。

同じく3目統合小学校建設費3,942万9,000円の減額は、決算見込みによるものであります。なお、今年度の事業費総額が国庫負担金の対象額内となったことから、財源として国庫支出金9,552万4,000円を増額し、過疎対策事業債の全額1億3,520万円が減額となります。

48ページをお願いいたします。4項1目中学校管理費80万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策として消耗品費40万円、備品購入費40万円を増額するもので、国庫支出金40万円が充当されます。なお、この事業費につきましては、繰越明許費として翌年度に繰り越して実施するものであります。

54ページをお願いいたします。11款1項1目公債

費の元金47万9,000円の増額、同じく2目利子213万6,000円の減額は、平成21年度借入れの臨時財政対策債の利率見直し及び令和元年度地方債の借入額が確定したことによるものであります。

続きまして、歳入予算について説明申し上げますので、4ページをお願いいたします。1款3項3目軽自動車税環境性能割347万7,000円の減額は、軽自動車の新規登録台数の減によるものであります。

13款1項2目民生使用料のうちふれあいホール使用料7万円の減額、同じく6目教育使用料146万6,000円の減額、同じく2項5目教育手数料44万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により施設を一時閉館したこと等によるものであります。

6ページをお願いいたします。14款2項1目総務費国庫補助金のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金414万円の増額は、今年度の交付見込額を増額するものであります。

8ページをお願いいたします。17款1項3目ふるさとガンバレ応援寄附金1億1,000万円の増額は、今年度の決算見込みによるものであります。

18款1項1目財政調整基金繰入金2億2,992万9,000円の減額は、本補正の歳入超過額を調整するものであり、本補正予算計上後の基金残高は13億5,349万2,000円となります。

19款1項1目繰越金1億2,844万1,000円の増額は、令和元年度決算に基づく剰余金の全額を計上するものであります。

20款5項1目雑入12万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止に伴いおためし暮らし事業の自己負担分48万円、北海道日本ハムファイターズ応援大使事業のいきいきふるさと推進事業補助金100万円を減額するほか、北海道が所管するモトマチ川砂防工事の実施に伴う茂尻墓地管理業務に対する令和2年度分の補償金160万6,000円を増額するものであります。

続きまして、議案第195号令和2年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご

説明を申し上げます。

第1条で歳入歳出にそれぞれ576万6,000円を追加し、予算の総額を14億7,969万4,000円とするものであります。

まず、歳入予算についてご説明申し上げますので、事項別明細書の4ページをお願いいたします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税164万2,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免によるものであり、この減収分につきましては2款1項1目保険給付費等交付金77万5,000円の増額、6款1項1目災害等臨時特例補助金86万7,000円の増額により補填されます。

3款2項1目国民健康保険事業財政調整基金繰入金4,151万5,000円の減額は、本補正の歳入超過額を調整するものであります。

4款1項1目繰越金4,728万1,000円の増額は、令和元年度決算に基づく剰余金を全額計上するものであります。

続きまして、歳出予算について説明申し上げますので、8ページをお願いいたします。6款1項1目国民健康保険事業財政調整基金積立金535万6,000円の増額は、今回の補正に伴う歳入超過額を積み立てるものであります。

10ページをお願いいたします。8款1項1目一般被保険者保険税還付金41万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免の実施に伴い、不足が見込まれる過年度還付金を増額するものであります。

続きまして、議案第196号令和2年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出にそれぞれ91万9,000円を増額し、予算の総額を2億4,747万6,000円とするものであります。

補正内容につきましては、歳入歳出それぞれ決算見込みに伴うものとなっておりますので、事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

続きまして、議案第197号令和2年度赤平市下水道



事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出からそれぞれ1,269万4,000円を減額し、予算の総額を5億5,935万7,000円とするものであります。

第2条で翌年度に繰り越して使用することができる経費、第3条で地方債の変更を定めるものであります。

議案書の2ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正ですが、石狩川流域下水道事業につきましては令和2年度中の事業の完了が困難であることから、金額欄に記載の金額を上限に繰越明許費として令和3年度に繰り越すものであります。

第3表、地方債補正ですが、歳出予算の決算見込み、国庫支出金などの特定財源の変更を勘案し、記載のとおり減額するものであります。

補正内容につきましては、歳入歳出それぞれ決算見込みに伴うものとなっておりますので、事項別明細書の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案第198号令和2年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出増減なしとし、予算の総額を727万6,000円とするものであります。

補正内容につきましては、令和元年度決算に基づく歳入補正となっておりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第199号令和2年度赤平市水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第3条におきまして収益的収入が468万1,000円の減額、収益的支出が1,399万2,000円の減額、第4条におきまして資本的収入は1,022万2,000円の減額、資本的支出は1,539万6,000円の減額となります。

内容としましては、決算見込みによるものとなっております。

続きまして、議案第200号令和2年度赤平市病院事

業会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第3条におきまして収益的収入が1億4,716万2,000円の増額、収益的支出が1億7,539万円の減額、第4条におきまして資本的収入が2,907万8,000円の増額、資本的支出が803万1,000円の増額となります。

内容としましては、決算見込みによるものや歳入として新型コロナウイルス感染症対策に関連する国庫及び道支出金、一般会計からの繰入金等を計上したことなどとなっております。

以上、議案第194号から第200号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。安藤議員。

○2番（安藤繁君） 皆さん、どうもご苦労さまでございます。

20ページ、21ページ、民生費、生活保護費、その節の扶助費、生活保護扶助費でございませうけれども、節の19の扶助費、この説明欄でございませうけれども、生活扶助費の昨年は756万7,000円の減額、今年度は2,312万1,000円の減額ということで、そして医療費の扶助でございませうけれども、昨年は2,326万円、今回は4,776万7,000円の減額でございませう。昨年に比べて非常に大きな減額になってございませうけれども、どうしてこのような大きな減額になったのか、その理由、どのように分析しているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（蒲原英二君） 生活保護費の扶助費の関係なのですが、扶助費に関しましては要因といたしましても様々となります。個々のケースによって額はまちまちで、人員だけの比較とかはなりません。生活扶助費に関しましては2,312万1,000円の減額ですが、当初予算額は前年度と同程度で見込んでおりましたが、昨年度決算の生活扶助延べ人

員といたしましては2,872人で、今年度決算見込みの生活扶助費の延べ人員が2,726人と146人の減少と見込んでおります。また、医療扶助費に関しましては4,776万7,000円の減額ですが、生活扶助費と同様に医療扶助費の延べ人員も93人の減少ということで見込んでおります。減額の要因と思われる人員は、先ほども申し上げましたが、ケースの額によって違いますけれども、それも一つの要因と思われます。また、新型コロナウイルス感染症の影響による保護申請については、現在のところ一件もございませんが、生活保護世帯は減少傾向にあると考えております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により医療機関の受診を控えた方もいたのではないかと考えております。

以上が要因として考えております。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

○2番（安藤繁君） 説明詳しく、分かりました。コロナで私のほうでは逆に増えるのかと思いましたが、減っていると。国の補助や何かもいろいろ、国、道、それから市の補助の部分もあってそういう結果になったのではないかと思います。医療のほうは、コロナによって受診控えということで新聞にも全国的に報道されていますけれども、そういうようなことということで理解いたしました。ありがとうございます。

続きまして、28ページ、29ページでございますけれども、農林水産業費、農業振興費、その節の負担金補助及び交付金、交付金、これで農林業の振興につきまして新型コロナウイルスの感染症対策農林業経営持続化支援金が960万円の減になっております。この減の理由はどのようなものか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（若山武信君） 農政課長。

○農政課長（柳町隆之君） 960万円の減額の理由としましては、品目ごとになりますけれども、お米に関しましてはななつぼしとか昨年と比べてマイナス2.2%、ゆめぴりかは昨年と同様であり、麦においても同様となりました。

（「聞き取れないです」と言う者あり）

○農政課長（柳町隆之君） すみません。もう一度、そしたら。品目ごとに見まして、お米に関しましてはななつぼしが昨年と比べてマイナス2.2%、ゆめぴりかが昨年と同様でありまして、麦におかれましては同様となりました。あと、ソバにおいては62%落ち込んでおりまして、あと花については当初落ち込む予定でありましたけれども、一部農家におきましては45%の売上げあったということで伸びた結果となりました。あと、肉牛におかれましては20%減額に至らなかったということで、いろいろ品目ごとの精査した中で71名中48名減として23名を対象として、今回この48名を減額として960万減額となりました。

以上です。

○議長（若山武信君） 安藤議員。

（何事か言う者あり）

○2番（安藤繁君） 今の説明で分かりました。

○議長（若山武信君） 細かい部分については、後ほど直接数字の展開とか聞いてみてください。そういうことでよろしくお願ひします。

竹村議員。

○1番（竹村恵一君） まず、ページ数が12、13ページです。9目の企画費の中の先ほど言っていた日本ハムファイターズの事業の補助金のマイナスですが、これ未実施というか、行えなかったということになると、今後どんな感じになるのかというのが分からないのですけれども、応援大使の期間というのはたしか1年で終わりだというふうに思うので、その経過はどのようになるのかということ。

それから、22ページ、23ページ、3目の感染症予防費の中の健康づくりの推進の欄でコロナに関する部分が上がっておりますけれども、会計年度任用職員の報酬ということで、この規模といいますか、人員の人数とか、あと報償費の中で予防接種の健康被害調査委員会というのが上げられると思うのですが、これどういった形になるのかということを説明していただきたいというふうに思います。

それから、ページ数、32、33ページの商工費なのですけれども、1目の商工業振興費の中の工業の振興、起業支援事業の補助金、これはどのくらい上乗せになる予定で増額になっているのかということ。

それから、36ページ、37ページ、3目の除雪対策費なのですけれども、補助金が不採択となったために雪寒機械の購入ができないという形になると市民生活に影響が出ないのかどうか、今後この機器についてはどうするのかという考え方。

それと、46ページ、47ページと48ページ、49ページなのですけれども、小学校、中学校、備品の購入の内容を確認させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（若山武信君） 企画課長。

○企画課長（林伸樹君） 日ハムの応援大使の事業ということなのですけれども、こちらにつきましては全部が未実施というわけではなくて、ヒーローショーですとか、また赤平市においてはオンラインのイベント等も行っております。それで、一部支出は出ておりますが、大部分が中止となったため、今回の補正で減額になるということでございます。一応応援大使事業としては、日ハム側のほうはあくまでも赤平市は今年度で終わりということでございますので、一応事業としてはない予定だったのですけれども、コロナの影響であまりにも今回対象になった各市というのが応援の観戦ツアーとか全くできなかったということで、令和3年度において応援観戦ツアーについて、特別に赤平市を含めて今年度応援大使になっているところについては観戦ツアーを一部やりますということで連絡が入ってきておりますので、一応応援大使の実行委員会については一度清算しますけれども、次年度においてそのまま引き続き実行委員会を継続させるということで今実行委員会のほうにお話をしているところでございます。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 健康づくりの推進としまして会計年度任用職員ですけれども、内容

としましては採用を2名予定しております、4月から9月までの半年間を予定しております。業務内容としましては、接種券の発送業務や接種予約の電話受付、あと接種の実績の入力等の業務を予定しております。

続きまして、予防接種健康被害調査委員会の報償費についてですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種しまして健康被害が生じたときにその場合市が申請の窓口になるのですけれども、その申請を受理した市は市町村長が設置する予防接種健康被害調査委員会を開催いたします。そこで、医学的な見地から調査実施しまして、それを基に都道府県に進達するという流れになるのですけれども、今回予算としましては委員長1名、委員4名の5名分の委員会5回分の予算を計上しております。

以上です。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（磯貝直輝君） 起業支援事業補助金の内容につきましてお答えいたします。

当初予算では、新規1件分の300万円を予定しておりましたが、これまで理容業1件の申請のみでありました。新たに12月に飲食業、それと1月に機械整備業の申請があったため、差引き今回不足分を増額補正するというところでございます。12月と1月の申請につきましては、どちらも空き店舗、空き物件を活用しての起業であり、市内商業の活性化が期待されるところでございます。

以上です。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（林賢治君） 凍結防止剤散布機につきまして今回購入をできなかったということについてですが、現在使用しているものについては修理をしながら使っているところであります。年数もたっていることがありましたものですから、今回予算を計上させていただいたところですが、国からの交付金が思ったよりつかなかったというところがあり、凍結防止剤散布機について今回も見送ったという形になっております。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） 補正予算の46ページ、48ページに関連したご質問だと思いますが、こちらに関しましては令和2年度にも各学校200万円来たものの、令和3年度を見越したものとなっております。80万円となります。中身といたしましては、校長の判断で迅速かつまた柔軟に対応することができるようにということになっておりますので、全額繰越しさせていただきまして令和3年度において各学校に配当し、利用することから、今現在特に物としては決まっておりますので、ご了解願います。

以上です。

○議長（若山武信君） 竹村議員。

○1番（竹村恵一君） ありがとうございます。大体の答弁は理解をいたしました。重ねて確認をしながらさせていただきますが、まず衛生費の部分ですけれども、健康被害調査のほうは5名分を予算していますけれども、これは健康被害が出たときに運営がされるけれども、一応その用意をしておくという認識でいいのかということで、僕もそのように思うのですけれども、それでいいかという再確認をさせていただきたいというふうに思います。

それと、雪寒機械のほうは、修理をしながら使用しているということなので、今の状態でも使っていけるという認識で、市民生活には影響が出ないのだという認識でいいのかということを確認させていただきたいと思います。

小学校、中学校に関しては、校長先生の裁量ということで、用途については現在のははっきりしてなくて、来年のときに学校の裁量で使うという判断にしているという確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） おっしゃるとおり、健康被害の申請が来たときに、市に申請があったときに初めてこの委員会は開かれるような流れとなっております。

以上です。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（林賢治君） 凍結防止剤散布機につきまして、今現在あるものについて修理しながら活用しているところですが、問題はなく運用しているところであります。

○議長（若山武信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） 竹村議員のおっしゃるとおり、来年度配当いたしまして校長先生の裁量で利用するというようになります。

以上です。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） 3点お伺いします。

1点目は、28ページ、29ページ、6款1項3目農業振興費について、先ほどちょっと質疑ありましたけれども、農林業の振興についてということで新型コロナウイルス感染症対策農林業経営持続化支援金、これ先ほどの答弁では460万、23件というふうに聞こえました。決算見込みでの減額ということなのだということは理解できるのですけれども、これ3月末までの申請だと思いますので、現時点で利用されている件数及び金額の確認をしたいということが1点目。

2点目は、32ページ、33ページ、7款1項1目商工業振興費について、説明欄の1、工業振興ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等事業継続支援金1,110万円の減額について、こちらも同様決算見込みによる減額ということだと思いますが、対象件数と利用された件数はそれぞれ何件で、特に聞きたいところは利用されなかったところなどからの意見、要望、こういったものがあつたのかなあつたのか、あつたのであればどういった意見だつたのかということをお伺いしたいと思います。

同じページの3の商業の振興、新型コロナウイルス感染症対策飲食業等継続支援金1,200万円の増額、これは繰越明許になっていきますけれども、今後飲食店、酒取扱店等を対象とした以前行った緊急支援金というものと同様の枠組みなのかということをお伺

いしたいということです。支援対象や申請条件などはどうなっているのかと、また申請期間や支給時期はいつ頃になるのか、併せてお伺いします。

○議長（若山武信君） 農政課長。

○農政課長（柳町隆之君） 利用件数におかれましては3件でありまして、金額におきましては60万円となっております。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（磯貝直輝君） 中小企業等継続支援金の減額の内容ということでございますが、これにつきましては雇用者加算の分でございますが、第一弾の実績により最大1,400名を見込んでおりましたが、2月の段階で感染者の状況が落ち着いてきたことにより実績見込みを1,178人というふうに修正しまして、差額分の1,110万円を減額補正するものでございます。件数につきましては、2月中旬の段階ですが、48件812名の申請となっております。また、意見、要望でございますが、申請時や訪問時にちょっとお話をお聞きしたところ、一部観光関連業種等の企業につきましては今でも生産調整等行われているところもございますが、支援金を申請された中では雇用加算で事業継続への意識向上につながったですとか、あと大都市のデパートが回復せず、第一弾、第二弾と、そしてこの雇用加算で切れ目なく続いたので、雇用継続ができた、あとはG o T o

トラベル中止や飲食を控えるように、そんな報道があって外食産業の低迷で厳しい状況が続いたが、何とか事業継続ができたというような意見もいただいておりますので、今後につきましても状況を聞くなど情報収集してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、商業の振興につきまして、飲食業等継続支援金の内容と対象要件ということでございましたが、内容につきましては国の緊急事態宣言や北海道の集中対策期間の延長等ありまして、接待を伴う飲食や4人以上の会食、最近では一緒に住んでいない方との会食は避けるようになどと報道がありまして、今後年度末の時期を迎えるに当たり会合の見

込みも少ないと思われまので、影響の大きい地元の飲食店に対し一時的な支援を行うものでございます。対象業種としましては、日本標準産業分類における宿泊、飲食サービス業、それと飲食料品卸売業、小売業などの小規模事業者としており、赤平市内の店舗で1年以上営業され、通年営業の事業者60店舗ほどを見込んでおります。1事業者に20万円を支援するものとしております。申請期間や支給時期につきましては、3月、4月の送別会、歓送迎会等に影響が出るものと思われまので、なるべく早い期間で4月から5月にかけて申請をできるように考えておりました、申請から2週間ぐらいで支給ができるようにというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山武信君） 木村議員。

○3番（木村恵君） まず、農業振興費のほうですけども、3件と60万の利用だったということで、ということは3月末までに残り20件ぐらいあるかもしれないということで取ってあるという内容になるのですよね。これ9月補正1,420万円で始まったもので、対象が71あったので、正直言うと結果としては残念な感じになっているのかなと思うのです。逆に言えば、農業者の方々がコロナによって影響を受けて困っている方が少なかったというふうにも言えるのかなというふうには思いますが、コロナの影響というのは様々ありますし、もう少しニーズに合った方法を探して違う方向で考えていってもよかったですかねと、結果だけ見るとそうなるので、今後のそういった対策にもしっかりと検討を加えて行っていただきたいというのが要望として1点あります。

あわせて、ちょっと聞きたいのは、例えば周知不足とかで申請されていない方がいるなんていう懸念は全くないというふうに理解してよしいのか、そこだけもう一回お伺いしたいと思います。

2点目のほうは、雇用者のほうが最終的には812名までなったということでの減ということでした。理解できるのかなと。そこも最初の周知の段階か、

あるいは情報収集の段階で雇用保険があるないの差というところが影響出たのだらうというふうに思っているのですが、その辺の周知のところ、あるいは制度設計のところから少し考える必要あったのかなということだけは指摘したいと。

あと、意見のほうは、大変有効に活用されていて厳しい状況の中でもこれはよかったのだらうというふうな意見だったのかなというふうに今聞いていて思ったのですが、逆にさっき言ったように利用されていない方、困っていないから利用されていないのか、困ってはいたけれども、条件が合わなくてとかという意見があるかないかを聞きたかったので、もしなかったのならないということでもいいですけども、今後に参加してほしいので、そこをもう一回聞きたいというふうに思います。

3点目のほうは、大変よく理解できました。4月には申請を始めて2週間ほどで支給開始になるということですので、早ければゴールデンウイーク前ということになるのかなと思うので、これはしっかりとやっていっていただきたいなというふうに思います。対象のほうも今回はもう少しきちっとされたというふうに印象受けましたので、こちらはしっかりとやっていただきたい。再質問ありません。

上の2点だけもう一回お願いします。

○議長（若山武信君） 農政課長。

○農政課長（柳町隆之君） 周知不足ということで言われましたけれども、9月補正の段階でまず初めに1軒1軒お話ししまして、ホームページ、広報などに示しました。あと、12月に全戸ファクス、71名にファクス入れまして、先日もまたファクス入れたという状況であります。あと、会うたび農家さんには一応問いかけしております。

以上です。

○議長（若山武信君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（磯貝直輝君） 中小企業等事業継続支援金雇用者加算の周知方法と、また利用されていない方からのご意見ということだったのですが、制度につきましては8月以降毎月広報もしくは

赤平市のホームページでお知らせしており、また第一弾の申請があったところで雇用者加算の申請がない企業におかれましては12月の末段階でうちのほうで把握している分につきましては1月に封書でご連絡を差し上げております。また、基本的には雇用保険の被保険者が対象となっているのですが、それをきちんと挙証資料で頂かないと私どものほうでも誰が従業員で誰が従業員ではないかということで確認ができなかったため、それを条件にさせて制度設計をさせていただきました。また、利用されていない方もしくは第二弾の申請に来て雇用者加算のお話を聞いていかれて結局条件が合わなくて利用されなかった方につきましても特に意見等もございませんで、分かりましたということで申請されないで帰っております。

以上です。

○議長（若山武信君） そのほかに質疑ございますか。よろしいですね。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第194号、第195号、第196号、第197号、第198号、第199号、第200号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第194号、第195号、第196号、第197号、第198号、第199号、第200号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第194号、第195号、第196号、第197

号、第198号、第199号、第200号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長(若山武信君) 日程第24 報告第22号令和2年度定期監査及び財政的援助団体監査報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。目黒監査委員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第22号については、報告済みといたします。

---

○議長(若山武信君) お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査日のため、明日5日から10日までの6日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、明日5日から10日までの6日間休会することに決しました。

---

○議長(若山武信君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 2時18分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)